

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日と
翌日と
翌日と
翌日と)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

保険医の登録（〃）

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの（〃）

被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（九件）（農村整備課）

◇ 選管告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

告 示

鳥取県告示第八百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大津 医 院	倉吉市福吉町一三八九一五	昭和六十二年十月二十六日
那岐 診 療 所	八頭郡智頭町大字大背二〇一九	昭和六十二年十月二十五日
谷 口 齒 科 医 院	鳥取市立川町五丁目一四一	昭和六十二年十月十六日
田中医院大坪出 張診療所	八頭郡那家町大字大坪七一	昭和六十二年十月十七日
田中医院下津黒 出張診療所	八頭郡那家町大字下津黒二六	〃
ノナカ 医 院	鳥取市新二二一五	昭和六十二年十月十五日
広田 齒科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七二〇	〃
松本 医 院	鳥取市末広温泉町四〇一	昭和六十二年十一月一日

新田外科胃腸科 医院	米子市中島三九二一七	"
山口外科医院	米子市夜見町二七八六―四	"
中嶋 医院	境港市相生町四一	"
都 田 医 院	境港市京町四四	"
木 山 齒 科 医 院	米子市富士見町二丁目三一	"
久 松 薬 局	鳥取市東町三丁目二六四	"
樋 口 齒 科 医 院	倉吉市明治町二丁目四三一	"
カスヤ齒科医院	鳥取市若桜町五一	"

鳥取県告示第八百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉田 弘太郎	鳥医第三、六四一号	昭和六十二年九月二十九日
竹花 務	鳥医第三、六四四号	昭和六十二年十月七日
瀧川 孝子	鳥医第三、六四七号	昭和六十二年十月八日

鳥取県告示第八百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中元 雅典	鳥医第三、六三七号	昭和六十二年九月四日
内田 由吉	鳥医第三、六三八号	昭和六十二年九月八日
仙田 祐子	鳥国薬第六四三号	昭和六十二年八月二十五日

松本早苗	鳥国薬第六四四号	昭和六十二年九月二日
幸前順子	鳥国薬第六四五号	〃
田中伸生	鳥国薬第六四六号	昭和六十二年九月十日

鳥取県告示第八百五十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田村内科眼科	鳥取市末広温泉町二〇二	昭和六十二年十月十四日

鳥取県告示第八百五十八号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（上花口農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十九号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（与市原農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（毛無農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十一号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（仲屋農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十二号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（戸谷農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（安原）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十四号

江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十五号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十六号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）貝原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧にする。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

昭和六十二年九月七日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、〇七八
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五一、二八九
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、五五〇
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、六八一
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、六七二
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、一二五
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九一五
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四六七

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七九
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七一四
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、三七六
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七一二

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊澤卓司後援会	池本 登	沢 隈太郎	西伯郡大山町赤松一三九一	昭和六十二年九月二十八日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
武田実後援会	代表者の氏名	西垣 正温	上山 俊顕	昭和六十二年九月七日	その他
政治結社国際経済情報社鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市弥生町三七七	鳥取市立川町四丁目五九一	昭和六十二年九月十六日	"
門脇正後援会	"	西伯郡大山町国信五五一	西伯郡大山町平木九九	昭和六十二年九月十七日	"
木村はじめ後援会	"	岩美郡国府町大字宮下二六〇	岩美郡国府町大字谷一六〇	"	"

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 表

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】